

「福山市介護従事者宿泊費助成事業」の考え方（Q&A）

2022年（令和4年）4月1日現在

| No. | ご質問 | お答え |
|-----|---|--|
| 1 | 介護従事者が、福山市外に在住している場合は対象となるか。 | 本制度は、介護体制の整備を目的としているため、福山市内の介護事業所に勤務されている方であれば、居住地は問いません。ただし、市内に居住されている方で、市外の介護事業所に勤務されている場合は対象となりません。 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症患者に係る介護従事者でなければ対象とならないのか。 | 新型コロナウイルス感染の利用者、疑いのある利用者（以下「利用者等」という。）に対応する介護従事者及び介護事業所・施設に勤務する者が対象と考えています。 また、疑いのある利用者の判断基準としては、PCR検査等を受けた利用者 に 直接に接したかで判断することになります。 |
| 3 | 対象となる介護従事者の職種はどこまで対象となるのか。 | 介護福祉士、看護師など、一定の時間、直接的に接した介護従事者が対象です。例えば、当該利用者等と直接的に接することのない介護従事者は対象となりません。 |
| 4 | 当事業所では、新型コロナウイルス感染症利用者対応のため、個別に宿泊施設を用意しているが、市の制度も利用可能か。 | 事業所で御用意いただいている宿泊施設での対応をお願いします。但し、用意した宿泊施設が満杯となるような場合は、市の制度が利用可能です。 |
| 5 | 本制度について、どこの宿泊施設が対象なのか。また、宿泊施設をあっせんしてもらえるのか。 | 市内の宿泊施設が対象です。宿泊施設のあっせんはできませんので独自に探してください。 |
| 6 | 宿泊に係る食事代は、助成対象に含まれるか。また、駐車料金が別途必要になった場合は助成してもらえるのか。 | 助成対象の宿泊費は、いわゆる「素泊料金」のみです。従って、食事代や、個人の趣向で対応した、有料テレビ使用料、マッサージ料などは対象となりません。 駐車料金は、宿泊費に含めて申請することができます。但し、その場合でも宿泊費の補助の上限に変更はありません。 |
| 7 | 陽性であった利用者 と 直接的な対応をしていない介護事務などは対象となるのか。 | 当該利用者等と直接的なやり取りがない場合は、本制度の対象とはなりません。 |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | 介護事業所・施設証明書の「利用者との接触状況」については、どこまで記載すればよいのか。 | 利用者等と直接的に接した状況を御記入ください。 |
| 9 | 第3条で年間14日が限度となっているが、14日以上新型コロナウイルス感染症患者と接している介護従事者がいる。対象期間を延長することは可能か。 | 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、14日としています。今後の感染拡大に応じて対応を検討したいと考えていますので、この場合は、御相談ください。 |
| 10 | 宿泊に係る「領収書」を紛失したが、申請は可能か。 | この場合は、対象となりません。 |
| 11 | 助成金交付申請書の【事業所・施設証明欄】の証明者は。 | 事業所、施設の施設長若しくは管理者になります。 |
| 12 | 助成金の交付の方法は。 | 助成金の交付の決定及び額の確定後、30日以内に助成金交付申請書に記載の口座名義（申請者と同一）に振込をします。支払方法は口座振込のみになります。 |
| 13 | 介護保険課への申請は、持参する必要があるのか。 | 新型コロナウイルス感染予防の観点から、極力郵送での申請をお願いします。 |
| 14 | 3月31日から4月1日まで2泊するなど、年度をまたがっている場合、申請は分ける必要があるのか。また、領収書は2枚に分けることが出来ないがどうしたらいいか。 | 年度をまたぐ場合は、年度ごとに分けて申請をお願いします。 理由：支払いの会計年度が異なるため 例）3月31日分と4月1日分に分ける。 その場合、領収書等の添付書類は申請書の1枚目に添付することで足りません。 |